

令和3年5月20日から

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル

4

警戒レベル	新たな避難情報等
5	緊急安全確保※1
4	避難指示※2
3	高齢者等避難※3
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)

これまでの避難情報等

災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
・避難指示 (緊急) ・避難勧告
避難準備・ 高齢者等避難開始
大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
早期注意情報 (気象庁)

「避難」って何すればいいの?

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

**行政が指定した避難場所への立退き避難**

自ら携行するもの  
・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等

**安全な親戚・知人宅への立退き避難**

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。  
ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

**安全なホテル・旅館への立退き避難**

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。  
ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

**屋内安全確保**

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認する必要があります。  
想定最大浸水深  
±1階未満の色線がある区域では立退き避難が原則です。

【問合せ先：米泉公民館又は各町会防災士まで】